

令和2年度  
第8回八幡平市農業委員会総会  
議 事 録

令和2年11月25日開催

八 幡 平 市 農 業 委 員 会

令和2年度第8回八幡平市農業委員会総会議事録

告示年月日	令和2年11月18日					
告示事件	別紙告示写しのとおり					
招集年月日	令和2年11月18日					
招集場所	八幡平市役所ホール棟大ホール					
開閉会日時 及び宣言	開会	令和2年11月25日 13時30分			議長	山本 範夫
	閉会	令和2年11月25日 14時09分			議長	山本 範夫
応招（不応招） 委員及び出席 並びに欠席委員  出席 18名 欠席 0名  凡例 ○ 出席 ▲ 欠席 △ 遅延 ● 退席 × 不応招	議席 番号	委員氏名	出欠席	議席 番号	委員氏名	出欠席
	1	三浦 美恵子	○	11	藤村 勇三	○
	2	日戸 重雄	○	12	立柳 優	○
	3	小山田 和義	○	13	高橋 由則	○
	4	高橋 正志	○	14	古川 美枝子	○
	5	國司 功	○	15	藤原 純子	○
	6	大森 直子	○	16	松村 勝彦	○
	7	熊澤 威人	○	17	竹田 和夫	○
	8			18	石羽根 正志	○
	9	菊田 健生	○	19	山本 範夫	○
10	中村 一彦	○				

議事録署名委員	議席番号 3番	小山田 和 義	議席番号 4番	高 橋 正 志
八幡平市農業委員会会議 規則第14条第1項の規定により説明のため出席 した者の職・氏名	職 名	氏 名		
	事務局長	遠 藤 竹 弥		
	事務局長補佐 兼農業振興係長	立 花 浩		
	農地調整係長	佐々木 和 查		
	農地調整係主事	古 川 裕 太		
	農地調整係主事	高 橋 彩 斗		
議 事 次 第	別紙のとおり			
附 議 事 件	別紙、議事次第に同じ			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

## 1 開会（13時30分）

事務局（遠藤事務局長）

それでは、ご起立願います。それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」

（礼）

（全員着席）

本日の委員の欠席となった委員の報告をいたします。本日の欠席委員はございません。18名全員出席でございます。以上で報告を終わります。

本日の総会は八幡平市農業委員会会議規則第8条第1項により、会長が議長となります。

会長、それでは進行よろしくをお願いいたします。

議長（山本会長）

ただ今から、令和2年度第8回八幡平市農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、18名中18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

## 2 議事録署名人の選任

議長（山本会長）

次に議事録署名人の選任についてお諮りします。

会議規則第31条第2項の規定による議事録署名人の選任については、当職から指名して選任することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山本会長）

異議なしと認めます。よって議事録署名人には、3番 小山田和義 委員、4番 高橋正志 委員を指名します。

## 3 会期の決定

議長（山本会長）

次に、本総会の会期についてお諮りいたします。

本総会の会期は令和2年11月25日、1日間とすることにしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山本会長）

異議なしと認めます。よって、本総会の会期は、令和2年11月25日の1日間とすることに決定いたしました。

## 4 報告

議長（山本会長）

次に、事務局から第8回運営委員会報告を行います。

事務局（立花事務局長補佐）

それでは、第8回運営委員会報告を致します。総会資料の3ページをお開き下さい。

次第のとおり6項目の報告及び連絡、並びに2項目の協議を行いました。

始めに3報告・連絡となります。概要説明を致します。

次のページの左上、3報告・連絡事項となります。

1項目め。令和2年11月以降の主な会議行事等日程についてとなります。内容について事務局から説明を行いました。

2項目め。令和2年度関係行政機関等（市）に対する意見提出についてとなります。内容について事務局から説明を行いましたが、改めて本日の第8回農業委員会議の報告・連絡事項で事務局より報告を行う事としております。

3項目め。令和3年度農作業労賃と機械利用標準額表の策定スケジュールについてとなります。内容について事務局から説明を行いましたが、内容について本日の第8回農業委員会議の協議事項で農業委員の皆様よりご協議をいただく事としております。

4項目め。令和2年度集落地域農業マスタープラン座談会日程についてとなります。内容について事務局から説明を行いました。

5項目め。八幡平市賃借料情報について変更となります。前回の農業委員会議で賃借料が“高過ぎるのではないか”という意見を受けて、担当係長がデータを精査し再度計算をし直した賃借料情報の内容について事務局から説明を行いました。

次のページとなります。

6項目め。農業委員会組織による「令和2年7月豪雨災害義援金」について最終報告となります。

以上、4項目め「マスタープラン座談会日程」から6項目め「豪雨災害義援金最終報告」の内容について事務局から説明を行いましたが、改めて本日の農業委員会議の報告・連絡事項で事務局より報告を行う事としております。

続きまして、4協議事項となります。

協議内容の概要説明を致します。

協議事項1項目め。次回運営委員会の開催時間等についてとなります。協議を行った結果、12月10日（木）午前10時00分に決定となりました。

2項目め。令和2年度第8回総会についてとなります。本日の第8回総会の運営について協議を行い午後1時30分からの開催と決定され、農業委員の皆様にご通知をいたしたところです。

続きまして、5情報提供等となります。1名の運営委員から情報提供が出されました。情報提供の内容は「マスタープランの座談会」に出席した感想と必要性についてであり、関係した意見が交わされました。続きまして、事務局から1件の情報提供及び、1件の事務連絡を行いました。

次ぎのページとなります。

情報提供の内容は「山本会長と石羽根会長職務代理者」の受賞の報告となります。内容について説明をします。山本会長ですが、農業委員としての在職期間が15年以上となったため「令和2年度永年勤続農業委員・農地利用最適化推進委員表彰」を受賞されました。続いて石羽根会長職務代理者ですが、農業委員としての在職期間が18年以上となったため「八幡平市功労表彰」を受賞され

ました。なお、表彰は八幡平市市民憲章推進大会の席上で、市長より行われたことを申し添えます。

そのほかの内容については後ほどご一読をお願いします。

以上、令和2年度第8回運営委員会において協議決定をしたので、運営委員会規程第8条に基づき報告します。令和2年11月25日 運営委員長 会長 山本範夫、以上となります。

議長（山本会長）

ただ今の「第8回運営委員会会議報告」につきまして、何かお聞きしたい事がありましたら、ご発言をお願いします。ご質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

無いようですので、次に進みます。次に、農地法等に関する業務報告を行います。事務局。

事務局（佐々木和査係長）

それでは、総会資料の7ページをご覧ください。

令和2年10月23日から令和2年11月24日までの業務報告をさせていただきます。

かた括弧1番から、かた括弧7番までは各種処理を行った件数になっておりますので、のちほどお目通しいただければと思います。

次に、かた括弧8番の総会案件に係る現地調査でございます。現地調査の調査日は11月16日の月曜日でございます。5件の現地調査を行いました。当日の調査委員は、15番委員 藤原純子 委員、16番委員 松村勝彦 委員、17番委員 竹田和夫 委員、18番委員 石羽根正志 委員の4名でございます。また、事務局からは古川主事と私の2名が随行しております。

かた括弧9番の農地・非農地判断に係る現地調査でございます。現地調査の調査日は11月6日の金曜日でございます。19件の現地調査を行いました。当日の調査委員は、農業委員3番委員 小山田和義 委員、農業委員10番委員 中村一彦 委員、農業委員12番委員 立柳優 委員、推進委員10番 委員高橋末治 委員、推進委員20番委員 高橋憲一 委員の5名でございます。また、事務局からは遠藤局長、高橋主事、私の3名が随行しております。

のちほど議題とされます現地調査の参加人員、日時等の報告につきましては、ただ今の報告をもって割愛させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、業務報告は以上となります。

議長（山本会長）

報告が終わりました。何かお聞きしたい事がありましたら、発言をお願いします。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

無いようですので、次に進みます。

議案の審議に先立ちまして、会議の進め方について、ご協力をお願いします。ご質問のある方は

挙手の上、議長の許可を得てから議席番号・氏名を申し述べて質問をするようお願いします。また、個人を特定できるような発言はしないように、ご協力をお願いします。

## 5 議事

議長（山本会長）

本総会の採決の方法は、八幡平市農業委員会会議規則第 25 条第 1 項を適用し、起立によるものとします。

それでは直ちに議案の審議を行います。

○議案第 1 号『農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否の決定について』

議長（山本会長）

議案第 1 号『農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（高橋主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の 2 ページをご覧ください。今月の申請は 3 件となっております。

申請番号 1、大更第 1 地割 214-3、原野、3,982 m<sup>2</sup>です。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が牧草を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号 2、松尾寄木第 12 地割 64-1、田、2,026 m<sup>2</sup>を含む 3 筆、4,391 m<sup>2</sup>です。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が牧草と野菜を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号 3、荒木田第 6 地割 8-2、畑、5,680 m<sup>2</sup>を含む 5 筆、11,332 m<sup>2</sup>です。売買による所有権の移転です申請地は今まで譲渡人が自己保全管理をしていた農地です。権利取得後は、野菜を作付予定とのことです。

申請地の明細については 3 ページの申請筆別明細をご覧ください。併せて、関係資料の 1 ページに審査項目の一覧表を掲載しておりますので、ご確認願います。

各申請とも農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上、ご審議のほどよろしく願います。

議長（山本会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号 17 番 竹田和夫 委員にお願いします。

17 番（竹田委員）

17 番 竹田和夫です。

申請番号 1 番ですが、位置は西根 I.C から南に約 900m の地点です。売買による所有権の移転です。申請地はこれまで、譲渡人が牧草を作付していた農地です。権利取得後も、同様に作付予定とのことです。

申請番号 2 番ですが、位置は寄木小学校を中心に約 2.5 k m 以内に点在しております。売買によ

る所有権の移転です。申請地はこれまで、譲渡人が牧草と野菜を作付していた農地です。権利取得後も、同様に作付予定とのことです。

申請番号3番ですが、位置は、寺田小学校から北西へ約1.2kmの地点です。売買による所有権の移転です。申請地はこれまで、譲渡人が自己保全管理していた農地です。権利取得後は、野菜を作付予定とのことです。

いずれの農地も周辺農地と同様の作物・栽培方法で行うことから、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないとして、「許可相当」と判断してまいりました。

以上です。

議長（山本会長）

以上で、現地調査結果の説明が終わりました。これより、議案第1号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第1号を採決いたします。この案件について、『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』

議長（山本会長）

次に、議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（古川主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の4ページをお開きください。今月の申請は1件になります。

申請番号1、平館第16地割173-1、田、223㎡です。転用の目的は、贈与による一般住宅の建設となっております。内容は、一般住宅、駐車場、庭・通路等が計画されております。

関係資料の2ページをご覧ください。

申請地の農地区分ですが、申請番号1は、500m以内にJR平館駅があることから第2種農地と判断され、例外規定においては、申請地周辺は集落接続が確認されました。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山本会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号17番 竹田和夫 委員にお願いします。

17番（竹田委員）

17番の竹田和夫です。

申請番号1番ですが、位置は、JR平館駅から北西へ約400mの地点です。転用の目的は、贈与による一般住宅の建設です。現況は、田で自己保全管理されておりました。申請土地は、申請者の実家に隣接しており、子育てに適した環境であるため選定したとのことでした。

申請地の農地区分は、公共公益的施設から500m以内にある農地で、第2種農地と判断され、例外規定においては、周辺の宅地化が進んでおり集落に接続して設置されることが確認できました。

申請農地は、農地の集団化、農作業の効率化、農業上の効率的かつ総合的な利用、土地改良施設の機能などに支障を及ぼすものではないことから、許可相当と判断してまいりました。以上です。

議長（山本会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第2号の質疑・討論を行います。質疑・討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

なしと認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第2号を採決いたします。この案件について、『許可相当』と意見を決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』は、『許可相当』として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

○議案第3号『耕作放棄地全体調査に係る農地・非農地の判定について』

議長（山本会長）

次に、議案第3号『耕作放棄地全体調査に係る農地・非農地の判定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（佐々木係長）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の6ページをご覧ください。令和2年10月12日付で八幡平市長から農地・非農地の判断を求められている案件は15件ございます。業務報告において報告したとおり、令和2年11月6日金曜日に現地調査を実施しておりますが、その段階では件数は19件でしたが、そのうち4件は非農地と判定するまではないと判断し、今回の議案には提案しておりません。

番号1番、松尾第5地割1,100、畑、2,535㎡です。番号2番、松尾寄木第35地割94-1、畑、1,373㎡です。番号3番、松尾寄木第35地割95、田、203㎡です。番号4番、平館第7地割347-1、畑、2,291㎡です。番号5番、平館第7地割347-2、畑、950㎡です。番号6番、平館第28地割123-1、畑、399㎡です。番号7番、平館第28地割133-4、畑、524㎡です。番号8番、堀切第7地割50、田、9,675㎡です。

議案の7ページになります。番号9番、堀切第7地割51、田、2,762㎡です。番号10番、西根寺田第24地割17、田、2,071㎡です。番号11番、西根寺田第24地割26、田、2,150㎡です。番号12番、西根寺田第24地割96、畑、4,075㎡です。番号13番、西根寺田第24地割97、畑、1,557㎡です。番号14番、帷子第6地割58-107、畑、1,098㎡です。番号15番、荒木田第12地割57-2、畑、403㎡です。

今回の15件はすべて、令和2年8月31日までに実施した農地法第30条に基づく利用状況調査及び荒廃農地の発生・解消状況に関する調査において再生利用が困難と見込まれる荒廃農地と判断した農地となっております。

現地調査にあたりましての農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断基準については、平成20年4月15日付け19経営第7907号による農林水産省経営局長通知の「耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断基準等について」に従い、1、森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合、2、1以外の場合であって、その土地の周辺の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合の2点の観点で調査委員が判断していることを申し添えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山本会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号10番 中村一彦 委員にお願いします。

10番（中村委員）

10番の中村一彦です。

農地・非農地の判断に係る現地調査の報告をいたします。件数が多いので、位置については関係資料

別冊 農地・非農地判断を用いて説明します。別冊の関係資料の5ページをご覧ください。番号1番は松尾八幡平I.Cから北西に約1kmの地点です。次の6ページをご覧ください。番号2番と3番は、松尾中学校から南へ約600mの地点です。次の7ページをご覧ください。番号4番5番、15番は西根第一中学校を中心に半径約600m以内に点在しております。次の8ページをご覧ください。番号6番から9番までは平館高等学校を中心に半径約1.7km以内に点在しております。次の9ページと10ページをご覧ください。番号10番から14番までは寺田小学校を中心に半径約3.9km以内に点在しております。

いずれの農地も、周辺を山林に囲まれ、既に山林の状態、農地への復元が著しく困難であると思われる。

以上のことから、今回現地調査を行った全て農地は農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当しない「非農地」と判断してまいりました。以上です。

議長（山本会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第3号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第3号を採決します。この案件について、非農地と判断することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第3号『耕作放棄地全体調査に係る農地・非農地の判定について』は、非農地と判断することに決定いたしました。

○議案第4号『農用地利用集積計画の決定について』

議長（山本会長）

次に、議案第4号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（高橋主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の10～13ページをご覧ください。今月の申請は、19件となっております。

初めに、賃貸借権の設定です。申請番号1、大更第8地割146、田、2,981㎡を含む2筆5,926㎡です。申請番号2、平笠第25地割191-1、田、1,747㎡を含む3筆4,994㎡です。申請番号3、松尾第1地割743、田、961㎡を含む3筆2,513㎡です。申請番号4、松木田293、田、2,323㎡を含む2筆3,150㎡です。申請番号5、石名坂173-1、田、1,643㎡を含む2筆2,201㎡です。申請番号6、田頭第35地割114、田、772㎡を含む9筆8,687㎡です。

次に、使用貸借権の設定です。申請番号7、松尾寄木第30地割276、田、830㎡を含む3筆3,961㎡です。申請番号8、松尾寄木第25地割371、田、3,005㎡を含む4筆9,042㎡です。申請番号9、細野39-1、田、7,128㎡です。申請番号10、細野76-2、田、2,107㎡を含む2筆4,300㎡です。申請番号11、細野35、田、3,774㎡を含む2筆5,425㎡です。申請番号12、細野8-2、畑、5,250㎡を含む3筆9,188㎡です。申請番号13、細野11、畑、6,229㎡を含む3筆11,072㎡です。申請番号14、細野98-11、畑、8,831㎡を含む2筆16,581㎡です。

次に、所有権の移転です。申請番号15、瀬ノ沢37-1、田、4,092㎡です。申請番号16、平館第28地割296-1、田、94㎡です。

最後に、中間管理事業を活用した所有権移転です。申請番号17、保戸坂12-2、畑、4,104㎡を含む4筆11,938㎡です。申請番号18、大更第15地割5-3、田、9,704㎡を含む35筆34,175㎡です。申請番号19、帷子第14地割43-1、田、1,493㎡を含む8筆11,799㎡です。

なお、申請番号17については、令和2年10月総会でご審議いただきました岩手県農業公社へ所有権移転した農地を新たな担い手へ売り渡しをする申請となります。

また、申請番号18・19については、所有権移転が行われたあとに、新たな担い手へ農業公社が売り渡し予定であることを申し添えます。

申請地の明細については次の14～16ページの申請筆別明細をご覧ください。

今回の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山本会長）

以上で、説明が終わりました。これより、議案第4号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

ないようですので「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第4号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第4号『農用地利用集積計画の決定について』は、原案のとおり決定いたしました。

6 閉会（14時09分）

議長（山本会長）

本件をもちまして、本日の総会に付議されました議案の審議は全て終了しました。熱心にご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和2年度第8回八幡平市農業委員会総会を閉会といたします。

ご協力ありがとうございました。

事務局（遠藤事務局長）

ご起立願います。

それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」。

（礼）

大変ご苦勞様でした。ありがとうございました。

八幡平市農業委員会会議規則第31条第2項の規定によりここに署名する。

令和2年12月25日

会 長 \_\_\_\_\_

3 番 委 員 \_\_\_\_\_

4 番 委 員 \_\_\_\_\_

# 令和2年度

## 第8回八幡平市農業委員会総会

日 時 令和2年11月25日(水)午後1時30分～  
場 所 八幡平市役所ホール棟大ホール

### 次 第

- 1 開 会
- 2 議事録署名人の選任
- 3 会期の決定
- 4 報 告
  - (1) 第8回運営委員会報告
  - (2) 農地法等に関する業務報告
- 5 議 事
  - 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について
  - 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
  - 議案第3号 耕作放棄地全体調査に係る農地・非農地の判定について
  - 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について
- 6 閉 会